２０２１年　1月　1日

定　　款

株式会社アイナボホールディングス

第１章　　総　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社アイナボホーディングスと称し、英文では、AINAVO HOLDINGS　Co.，Ltd.　と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

①タイル・れんが・ブロック・石材の販売
②ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の販売
③土木建築資材の販売
④タイル・れんが・ブロック工事、石材工事の設計、施工及び請負
⑤ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の取付工事及び請負
⑥管工事の設計、施工及び請負
⑦鋼構造物工事の設計、施工及び請負
⑧土木建築工事の設計、施工及び請負
⑨造園工事の設計、施工及び請負
⑩屋根工事の設計、施工及び請負
⑪電気工事の設計、施工及び請負
⑫建築物の設計及び工事監理
⑬浴槽の製造及び販売
⑭一般及び特定貨物自動車運送業
⑮不動産の売買、賃貸借及び管理業
⑯家庭用及び産業用電気機械器具、日用品雑貨の販売
⑰図書の出版及び販売
⑱冷凍、冷蔵、製氷設備の設計及び施工
⑲空気調和（暖房、冷房、換気、防熱）設備の設計及び施工
⑳給排水、衛生設備工事の設計及び施工
㉑消防施設に関する設備及び設計施工
㉒住宅設備機器の賃貸借
㉓コンピュータによる建設図面の加工
㉔建築積算業務
㉕データ入力事務の代行
㉖ソフトウェアの開発及び加工
㉗住宅建設瑕疵担保責任保険契約及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の媒介又は取次ぎ

㉘前号のほか特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律その他の法律により、住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎ
㉙住宅に関する完成保証、瑕疵保証及び地盤保証の引受けの取次ぎ
㉚介護保険法に基づく訪問入浴事業
㉛介護保険法に基づく通所介護事業
㉜介護を要する人の移送に関するタクシー業務
㉝福祉サービスに関する行事、催事の企画、運営
㉞介護保険法に基づく介護予防訪問入浴 事業
㉟介護保険法に基づく介護予防通所介護事業
㊱宿泊施設の運営業務
㊲前各号に附帯する一切の業務
２　当会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都北区に設置する。
（機関の設置）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。
（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、２，７００万株とする。
（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は１００株とする。
（株式取扱規程）
第８条　当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。
（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
（単元未満株式の買増請求）
第１０条　単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。
（単元未満株主の権利）
第１１条　当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができな

い。

1．法令により定款をもってしても制限することができない権利

2．株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

3．単元未満株式買増請求をする権利

第３章　　株主総会

（基準日）

第１２条　当会社は、毎年９月 30 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集の時期）

第１３条　　当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集する。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議要件）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（参考書類等のインターネット開示）

第１６条　当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

（員数）

第１８条　当会社に取締役１０名以内を置く。

（選任）

第１９条　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

２　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

２　取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会）

第２２条　取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

２　取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

３　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

４　取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第５章　　監査役及び監査役会

（員数）

第２３条　当会社に監査役５名以内を置く。

（選任）

第２４条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第２５条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

（常勤監査役）

第２６条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

（監査役会）

第２７条　監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

２　監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第６章　　取締役、監査役の責任免除

（損害賠償責任の一部免除）

第２８条　当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

２　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額を限度とする。

第７章　　計　算

（事業年度）

第２９条　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３０条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第３１条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第３２条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払の剰余金の配当には利息を付けない。

附則

（定款変更の効力発生日）

第１条　第３条の変更は、2021年１月１日にその効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。

これは原本に相違ないことを証明します。

２０２１年　１月　１日

東京都北区王子二丁目３０番３号 ニッセイ王子ビル ６階

株 式 会 社　アイナボホールディングス

代表取締役

社　　長　**阿部　一成**